

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）



1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株) ジェイアール東海ツアーズ（東京都中央区京橋 1-5-8 観光庁長官登録旅行業 第957号）（以下「当社」といいます。）企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社がお客様が当社が定める旅行行程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けられることができますように、手配し、旅行管理するところを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット又はホームページ、本旅行条件書、日程表及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、下記に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。

旅行代金	お申込金(おひとり)	旅行代金	お申込金(おひとり)	旅行代金	お申込金(おひとり)
1万円未満	3,000円	3万円未満	6,000円	6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円	15万円未満	30,000円	15万円以上	代金の20%

- (2)当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しており、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込内容を確認のうえ、申込書の提出と申込金の支払いをいたしました。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがあったものと取り扱います。
- (3)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立いたします。
- (4)本項(1)~(3)の規定にかかわらず、通信契約（定款第24項に記載）による旅行のお申込みと契約成立時期は、第24項の定めによります。
- (5)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (6)契約責任者は、当社らが定めるまでに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (7)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (9)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます。（以下、この状態のことを「ウェイトリング」といいます。）。この場合、お客様をウェイトリングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込書の提出及び申込金と同額を預り金として申し受けます（ウェイトリングの登録は予約完了を保證するものではありません。）。ただし、当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトリング登録の解除のお申し出があった場合）又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合は」、当社らは当該預り金を全額払い戻します。
- (10)本項(9)の場合で、ウェイトリングの解除は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預り金を申込金として取り扱います。

4. お申込み条件

- (1)お申込み時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満の方は、原則として親権者の同行が必要です。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身体に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください）。あらためて当社らのご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社らは、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらら申し出ていただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更することを条件としております。また、お客様からお申し出いただいた措置を受け手ができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとる一切の費用はおお客様のご負担になります。
- (11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と日程表のお渡し

- (1)当社らは、旅行契約成立の際には速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット又はホームページ、本旅行条件書等により構成されています。
- (2)本項(1)において旅行日程等が確定しない場合は、当社らはお客様に確定書面として、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることとなります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名された旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(4)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレット又はホームページにおける「旅行代金としての旅行代金」として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行行程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかきりエコノミークラス）、宿泊費、食代、入場料・拝観料等及び消費税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3)その他パンフレット又はホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したもので、上記費用はお客様のご都合により、一部削減されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1)前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)施設において必要な場合の宿泊税、入湯税（パンフレット又はホームページに明示した場合を除きます）。
- (2)超過荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える場合について）。
- (3)空港施設使用料等（パンフレット又はホームページに明示した場合を除きます）。
- (4)グリーンング代、電報電話料その他の通話料金等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (5)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- (6)運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (7)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）。(1)パンフレット又はホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- (3)パンフレット又はホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (4)その他パンフレット又はホームページ等で「××××××××××追加代金」「××××追加代金」と称するもの（航空・座席のクラス変更に要する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするパンフレット・ホームページに記載した場合の追加代金等）。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定の通用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備不足の不都合が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金を異なる旨をパンフレット又はホームページに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット又はホームページ等に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます（既に航空券を発行している場合、別途再発券に要する費用が請求する場合があります。）。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けたりが、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット又はホームページ記載の取消料をいただきます。
- (2)当社の責任とならないローンへの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)第26項に規定する個人情報の利用目的に同意しただけでないことを理由にお取り消しになる場合も、所定の取消料をお支払いいただきます。
- (4)旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (5)お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更はできません。旅行全体を取消して、あらためて旅行のお申込みをしてください。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はパンフレット又はホームページに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店で営業時間内にお受けします。
 - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額決定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社らがお客様に対し、第5項(2)に記載の日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット又はホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - ③当社は本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。
- (2)当社の解除権
 - ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(6)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に付きられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がパンフレット又はホームページに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれおそれが極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、パンフレット又はホームページに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ③当社は本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様が責に帰さない事由によりパンフレット又はホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該金額が当社の責に帰すべき事由によらない場合において、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に付きられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(6)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の事由が当社の指示へおの違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ②解除の効果及び払い戻し
本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他のの名目で既に支払ひ、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひ又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
 - ③本項(1)の① a.、d.より当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
 - ④当社が本項(2)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- ①当社は、「第12項の②(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつてはパンフレット又はホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- ②本項①の規定は、第19項（当社の責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。
- ③お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込後払い戻しをお申し出ください。
- ④クーポン券類（JR乗車券を含む）の引換え後の払い戻しについては、お渡した全てのクーポン券類（JR乗車券を含む）が必要となります。全てのクーポン券類（JR乗車券を含む）の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- ①添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のための添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定められる勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させていただきます。
- ②現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項①における添乗員の業務に準じます。
- ③現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- ④個人型プランは添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しない旅行は、お客様ご自身の旅程管理をお願いします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類（JR乗車券を含む）をお渡ししたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で急遽旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします（連絡を受けた取扱販売店がお客様に所定の手続きをお願いすることがあります）。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関（ホテル、交通機関等）への取消処理や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。
- ⑤現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更が必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- ①当社は募集型企画旅行契約の履行にあつて、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限ります。
- ②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒の発症⑦運送機関の遅延、不運、スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- ③手荷物について発生した本項①の損害につきましては、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで（当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。
- ④手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の故意または過失により、お客様に損害が生じたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- ①当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）後遺障害補償金（1500万円を上限）、入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。
- ②本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨パンフレット又はホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- ③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ヒッパル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージング、ホップスルー、スライダーバイク、ハンダグライダー搭乗、超軽動力機（モーターハンダグライダー、マクローライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャックロボーツイダー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- ④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券類（JR乗車券を含む）、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用紙を含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- ⑤当社が本項①に基づき補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとして扱います。

21. お客様の責任

- ①お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円満に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨添乗員、船旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- ④当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- ⑤クーポン券類（JR乗車券を含む）紛失の場合、当該クーポン券類（JR乗車券を含む）の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- ①当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット又はホームページ等で「企画者：当社」と明示します。
- ②オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット又はホームページで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません（ただし、当該オプションツアーのご利用日主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のみに限ります。
- ③当社は、パンフレット又はホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません（ただし、当該オプションツアーのご利用日主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。）、かつ、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- ①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項①の規定に基づき責任が生ずることがある場合には、変更補償金としては、更に、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ②上記に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）。
 - a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 b. 戦乱、c. 暴動 d. 官公署の命令 e. 欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ③第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ④パンフレット又はホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- ⑤本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとつにつき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- ⑥当社はお客様同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金を支払い、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

	変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金	
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は観景その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1：パンフレット又はホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用す。⑨の料率を適用します。
- 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- 注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5：④⑤に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのもの変更に伴うものをいいます。
- 注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受け、「会員の署名なくして提携会社のカードにより旅行代金や取消料等の支払いを受ける」ことを条件に旅行契約の締結を承諾する場合があります（これにより成立する旅行契約を、以下「通信契約」といいます）。通信契

約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行者により通信契約ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- ①本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とをいいます。
- ②申込みを際し、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号（クレジットカード番号）、カード有効期限等を当社らに通知していただきます。
- ③通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- ④当社は所定の伝票への会員の署名なくして提携会社のカードにより「パンフレット又はホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。また、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- ⑤契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- ⑥与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は、第14項①の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- ①当社らは、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を yourself で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがられない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。
- ②当社らは、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のための手続きに必要な範囲内で利用し、またお申込みいただいたパンフレット又はホームページに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者、土産品店等に必要範囲内で電子的方法等で送付することにより提供いたします。お申込みいただく際には、本項①によるこれらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ③当社は、旅行添乗業務、空港等でのあ旋サービス業務等において、本項①により取得した個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預けます。
- ④当社は各支店に個人情報保護管理者を配置いたします。また、当社に件する個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先は、当社ホームページ（<https://www.irtours.co.jp/>）をご参照ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日旅行代金の基準日については、パンフレット又はホームページに明示した日となります。

28. その他

- ①お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- ②お客様の便宜をはかるため土産品店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手付はいたしません。
- ③お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラバラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- ④当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ⑤当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、お客様ご自身の航空会社より航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項①及び第23項①の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を加算された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。
